

令和2年度 松浪地区まちぢから協議会 第11回 運営委員会 次第

日時 令和3年3月17日(水) 9:30～

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)

- 2 議事
 - (1) 次年度の総会について

 - (2) その他

- 3 防災対策部会からの進捗報告

- 4 自治会長部会からの進捗報告

- 5 市民安全部会からの進捗報告

- 6 自治会館の管理運営について

- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について

- 8 松浪コミカフェ管理運営について

- 9 広報委員会からの報告

- 10 会計からの報告

- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会

 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会

 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会

 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

 - (5) 松浪地区体育振興会

- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 食生活改善推進団体
- (15) 浜竹一丁目自治会
- (16) 浜竹二丁目自治会
- (17) 浜竹三丁目自治会
- (18) 浜竹四丁目自治会
- (19) 松浪一丁目自治会
- (20) 松浪二丁目自治会
- (21) 富士見町自治会
- (22) LG 富士見町自治会
- (23) 常盤町自治会
- (24) 緑が浜自治会
- (25) 汐見台自治会
- (26) 出口町自治会

(27) ひばりが丘自治会

(28) 美住町自治会

(29) 公募委員

1.2 まちぢから協議会連絡会
行政からの依頼事項等について
別紙のとおり

1.3 スケジュールについて
総会資料事業計画等資料を参照
令和3年度定期総会：令和3年5月19日（水）9時30分～
総会終了後 第1回運営委員会
※4月は運営委員会を開催しません。

1.4 閉会

2021年度(R3年度) 松浪地区まちぢから協議会 会議予定表(案)

役員会： 第2水曜日
9:30~12:00
共用会議室

運営委員会： 第3水曜日
9:30~12:00
ホール1・2

広報委員会
12:00~15:00
共用会議室

1回	4月 14日		
2回	5月 12日	総会・1回	5月 19日
3回	6月 9日	2回	6月 16日
4回	7月 14日	3回	7月 21日
5回	8月 11日	4回	8月 18日
6回	9月 8日	5回	9月 15日
7回	10月 13日	6回	10月 20日
8回	11月 10日	7回	11月 17日
9回	12月 8日	8回	12月 15日
10回	22年.1月 12日	9回	1月 19日
11回	2月 9日	10回	2月 16日
12回	3月 9日	11回	3月 16日

公募委員・新任委員研修会
5月 26日
9:30~12:00(会議室1, 2)

市民集会 9月11日(土) 全館
9:00~18:00

賀詞交歓会 22年1月8日(土) ホール1・2、調理室
13:00~21:00

松浪地区まちぢから協議会
委員 各位

(案)

松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積

令和3年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催について（通知）

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、松浪地区まちぢから協議会の令和3年度定期総会を次のとおり開催いたしますので、ご多忙の折恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。欠席される委員におかれましては、下欄の委任状に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。なお、議長以外の委員に委任する場合には、委任する委員の氏名のご記入をお願い申し上げます。

また、令和3年度も引き続き委員となる場合においても、変更の有無に関わらず、別紙の委員届出書に必要事項をご記入いただき、ご提出をお願い申し上げます。委任状及び委員届出書ともに、**5月10日（月）までにご提出くださいますようお願い申し上げます**。なお、各自治会及び各種団体の代表の変更があった場合は、新代表に本通知及び委員届出書の引き継ぎをお願いいたします。また、総会当日は、新代表の出席をお願いいたします。

定期総会終了後、引き続き、運営委員会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

- 1 日 時 令和3年5月19日（水）午前9時30分より
- 2 場 所 松浪コミュニティセンター
- 3 議 事 同封の定期総会次第のとおり

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会
茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 82-1111(代表)

— — — — — キ リ ト リ — — — — —

委 任 状

令和3年5月19日開催の「令和3年度松浪地区まちぢから協議会定期総会」の決議等一切の事項を（議長又は_____委員）に委任いたします。

令和3年 月 日

住所 _____

団体名 _____

氏名 _____

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会
委員 届出書

1	所属団体の名称	
	役職の名称	
2	ふりがな お名前	
3	ご住所	茅ヶ崎市
4	電話番号	
5	メールアドレス	

※いただきました個人情報については、松浪地区まちぢから協議会に関する事以外には、使用いたしません。

提出先：市民自治推進課 地域自治担当
電 話 0467-82-1111(代表)
F A X 0467-87-8118
メー ル shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

松浪地区まちぢから協議会 定期総会次第 (案)

日時 令和3年5月19日(水)午前9時30分～
場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

茅ヶ崎市消防団第12分団からの報告について

- 1 開会 (副会長)
- 2 総会の定足数報告
- 3 会長あいさつ
- 4 議長の選任について (副会長)
- 5 議事
 - (1) 議事録署名人の選任
 - (2) 議案第1号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会事業報告
 - (3) 議案第2号 令和2年度松浪地区まちぢから協議会決算報告
 - (4) 議案第3号 令和2年度松浪自治会館決算報告
 - (5) 議案第4号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理
業務事業報告
 - 議案第5号 令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理

業務決算報告

(6) 議案第 6 号 監査報告

(7) 議案第 7 号 令和 3 年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について

(8) 議案第 8 号 松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について

(9) 議案第 9 号 令和 3 年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案

議案第 10 号 令和 3 年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案

(10) 議案第 11 号 令和 3 年度 松浪自治会館収支予算案

(11) 議案第 12 号 令和 3 年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務事業計画案

議案第 13 号 令和 3 年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ
指定管理業務収支予算案

(13) その他

6 閉会（副会長）

(案)

令和3年 月 日

松浪地区まちぢから協議会
運営委員各位

松浪地区まちぢから協議会
会長 前田 積

令和3年度松浪地区まちぢから協議会定期総会の開催（書面表決）について（通知）

日頃から協議会活動にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

当協議会の定期総会は例年5月に開催しておりますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和3年4月14日（水）の役員会にて協議を行い、令和3年度定期総会は**書面表決**とさせていただくこととなりました。

つきましては、別紙「令和3年度定期総会資料一式」をご確認のうえ、本紙の**書面表決書**にご署名及び**各議案への賛否をご記入**いただき、令和3年5月19日（水）必着で、書面表決書をメールにて返送または松浪コミュニティセンターまでご提出（郵便受け投函可）ください。

議案の可決につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に可決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。なお、令和3年4月14日（水）に開催しました役員会において、各議案については審議済みであることを申し添えます。

お問い合わせ先：松浪地区まちぢから協議会 茅ヶ崎市総務部市民自治推進課 82-1111(代表)
--

（書面表決書は別紙へ）

住 所 _____

団 体 名 _____

氏名（自署） _____

私は令和3年度松浪地区まちぢから協議会定期総会における下記議案について、次のとおり表決します。

議案番号	議 案	賛成	反対	備考
第1号議案	令和2年度松浪地区まちぢから協議会事業報告			
第2号議案	令和2年度松浪地区まちぢから協議会決算報告			
第3号議案	令和2年度松浪自治会館決算報告			
第4号議案	令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業報告			
第5号議案	令和2年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務決算報告			
第6号議案	監査報告			
第7号議案	令和3年度松浪地区まちぢから協議会役員の選任について			
第8号議案	令和3年度松浪コミュニティセンター管理運営委員会役員の選任について			
第9号議案	令和3年度松浪地区まちぢから協議会事業計画案			
第10号議案	令和3年度松浪地区まちぢから協議会収支予算案			
第11号議案	令和3年度 松浪自治会館収支予算案			
第12号議案	令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務事業計画案			
第13号議案	令和3年度松浪コミュニティセンター・子どもの家なみっこ指定管理業務収支予算案			

【意見】（※ご意見がありましたら、別紙等によりお書きください。）

（注）1. 各議案について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。

2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議案について賛成とみなします。

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会役員等の体制に関する基礎資料

1. 松浪地区まちぢから協議会【令和2年度就任時点】 ※次期改選対象が網かけ

役職名	人数	氏 名	
会長	1	前田 積（1期1年目）	
副会長	2	末松 一豊（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	松井 教（1期1年目）
会計	2	杉本 誠（2期1年目）	刈間 昌仁（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）
書記	2	朝岡 通光（2期2年目） →次期再任の場合（3期1年目）	佐々木 睦子（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）
監事	4	菊池 紀子（3期1年目）	櫻井 武一（3期1年目）
		中井 汎（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）	辻 俊子（1期2年目） →次期再任の場合（2期1年目）

※議決区分は、総会

【松浪地区まちぢから協議会規約抜粋】

（役員任期）

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

2. 松浪地区まちぢから協議会部会関係【令和2年度就任時点】

役職名	氏 名	議決区分	備考
市民安全部会部会長	白石 壽明（4年目）	運営委員会	※次期改選または再任
市民安全部会副部会長	野村 純二（5年目）	部会	※部会による選任
防災対策部会部会長	渡邊 勇次（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
防災対策部会副部会長	高橋 一紀（2年目）	部会	※部会による選任
自治会長部会部会長	松井 教（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪コミカフェ委員会委員長	原屋敷 典子（2年目）	運営委員会	※次期改選または再任
松浪自治会館管理運営委員会会計	吉田 ひろみ（1年目）	運営委員会	※次期改選または再任

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪地区まちぢから協議会規約

（部会長及び副部会長の任期）

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

・松浪コミカフェ管理運営委員会規約

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会委員が務める) 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名

2 前項第1号及び第2号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の運営委員会で承認を得る。

3 前項第3号の役員は、会員の中から選出し、コミカフェ委員会の定例会で承認を得る。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

3. 松浪コミュニティセンター管理運営委員会【令和2年度就任時点】

役職名	氏名	備考
委員長 (協議会会長兼務)	前田 積 (1期1年目)	館長※地域集会施設連絡会出席
副委員長	松井 教 (1期1年目)	※地域集会施設連絡会出席
副委員長 (松浪コミカフェ管理運営委員会委員長兼務)	原屋敷 典子 (1期1年目)	
会計 (協議会会計兼務)	杉本 誠 (2期1年目)	
常任委員	朝岡 通光 (2期2年目) →次期再任の場合 (3期1年目)	
常任委員	佐々木 睦子 (1期2年目) →次期再任の場合 (2期1年目)	

*議決区分は総会

*委員長及び会計は、松浪地区まちぢから協議会会長及び会計が務める。

【松浪地区まちぢから協議会規約等関係規定の抜粋】

・松浪コミュニティセンター管理運営委員会規約

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 (協議会会長が務める) 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 (協議会会計が務める) 1名
- (4) 常任委員 2名

2 前項第2号及び第4号の役員は、協議会の委員の中から選出し、協議会の総会で承認を得る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

パブリックコメントの実施を予定している案件について

市民の皆さまから広くご意見等を募集するパブリックコメントについて、現在、実施をしている案件及び実施を予定している案件についてお知らせいたします。なお、予定している案件は3月10日現在の予定であり、実施する際には、若干、変更になる可能性があります。

	案 件 名	概 要	応 募 期 間	担当課
1	茅ヶ崎市公衆浴場法施行条例及び同施行細則並びに茅ヶ崎市旅館業法施行条例及び施行細則の一部改正について（素案）	公衆浴場及び旅館業の施設に関する衛生措置基準等を条例で定めています。今般、公衆浴場における衛生等管理要領等が改正されたことから、地域の実情を踏まえた条例・規則の改正について「茅ヶ崎市公衆浴場法施行条例及び同施行細則並びに茅ヶ崎市旅館業法施行条例及び施行細則の一部改正について（素案）」を取りまとめました。	令和3年3月15日（月）から 4月14日（水）まで	保健所衛生課

〔 事務担当 市民自治推進課 協働推進担当
 電 話 82-1111（内線2414・2415） 〕

茅ヶ崎市記者発表資料
2021年3月5日
保健所健康増進課 課長 山田りさ子
電話0467(55)5368

高齢者における新型コロナワクチン接種に関する方針の変更

新型コロナウイルスワクチン接種について、市は65歳以上に達する高齢者から順次実施する方向で3月下旬を目途に接種券の発送を進めていましたが、国県等からのワクチン供給の遅れにより、4月中旬に変更することとなりました。当市におけるワクチン供給量の見込みを踏まえた、高齢者への当面の接種方針は次の通りとします。

1 高齢者への当面のワクチン接種方針

医療機関での個別接種と市内4会場での集団接種、高齢者施設等に入所している方への巡回接種を実施する予定ですが、4月以降に分配されるワクチンは、まずは高齢者施設での「巡回接種」に使用します。ただし、市内高齢者施設で巡回接種を一斉実施するためのワクチン量の供給見通しが立っていないため、医療機関や高齢者施設と調整した上で接種体制が整った施設から順次実施します。

個別接種と集団接種は、一定量のワクチン供給が確保できる見通しが立つまで実施時期は未定となります。

2 ワクチン供給量の今後の見込み

4月第5週に1箱(※)が本市に分配される予定です(5月以降の分配量は未定)。

※ 1瓶で5回分とすると1箱で975回(約490人)分

3 高齢者への接種券の発送時期

1957年4月1日以前に生まれた方へ4月中旬頃に発送しますが、接種券が届いてからしばらくは接種予約の受け付けができません。なお、ワクチン供給量の見通しが立ち次第、個別接種と集団接種の実施時期をあらためて公表し、接種予約受け付け開始の通知を対象者へ送付します。

新型コロナワクチン接種を開始

新型コロナワクチンの接種は、国の接種順位に基づき、医療従事者等・高齢者・基礎疾患を有する方・高齢者施設などの従事者・それ以外の方の順で進めていく予定です。より詳細なスケジュールは、決まり次第随時お知らせします。接種にかかる費用は無料(公費負担)です。接種を希望する方は、市から届く案内をもとに接種手続きを行ってください。

【保健所健康増進課 とも健康・予防接種担当 ☎(55)5368】

接種案内の発送予定

対象者	発送予定
65歳以上の方 (1957年4月1日以前に生まれた方)	4月中旬
64歳以下の方	5月以降

接種の会場

個別接種会場

市内医療機関(調整中)

集団接種会場

市民文化会館、松浪コミュニティセンター、松林公民館、南湖公民館

巡回接種会場

高齢者施設入所者を対象に各施設を巡回(調整中)

茅ヶ崎市新型コロナワクチンコールセンター

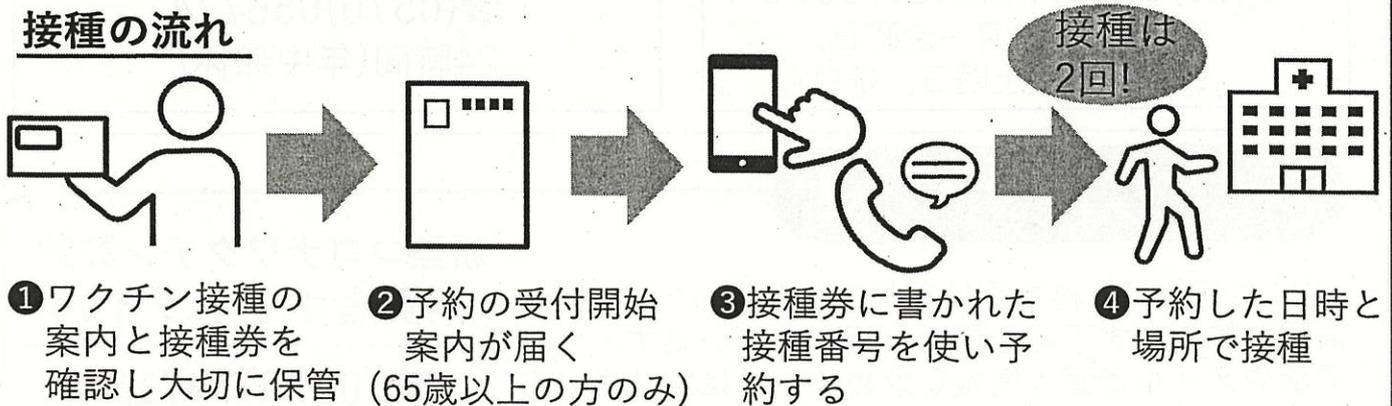
ワクチンに関する相談や接種の予約を受け付けます

☎0570(022)028

9時～18時

月～土曜日(祝日除く)

接種の流れ



※ ワクチン供給状況により予約をお受けできない場合があります

ワクチン接種Q&A

Q 必ず接種しないといけないですか？

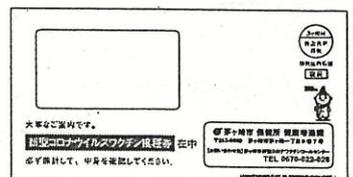
A 接種は任意です。持病のある方や、治療を受けている方は、かかりつけ医に相談してください。

Q ワクチンの副反応はありますか？

A どんなワクチンでも、副反応が起こる可能性があります。接種後15～30分は会場内で経過観察を行います。

Q 接種する時に何を持って行けばいいですか？

A 接種券、予診票、身分証明書(運転免許証・保険証など)をお持ちください。



△横長の白い封筒が届いたら開封ください。市からのワクチン案内です

発熱などの症状があるとき



かかりつけ医などが
いる場合



まずは電話で
かかりつけ医に相談



かかりつけ医などが
いない場合



発熱等診療予約センター

☎(0570)048914(9時~21時)

発熱・咳・のどの痛み以外の症状があるとき
新型コロナウイルス感染症に関することを相談したいとき

茅ヶ崎市保健所コロナ
受診相談センター

☎(55)5395/FAX(82)0501
9時~19時(月~金曜日)
9時~17時(土曜日、祝日)

新型コロナウイルス感染症
専用ダイヤル

☎(0570)056774
24時間(年中無休)

行政機関などをかたった
なりすましに注意!

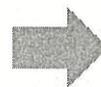
「ワクチンが無料で受けられる」と言って、個人情報を聞き出す不審な電話が相次いでいます。電話やメールで個人情報を求めることはありません。不審な電話があった時はお相談ください。

新型コロナワクチン詐欺
消費者ホットライン

☎(0120)797188
10時~16時

変更 広報ちがさき・ちがさき市議会だよりの配布方法

4/1号まで
ポスティング業者による戸別配布



5/1号から
自治会・管理組合などの
みなさんによる配布



新型コロナワクチン接種の接種券（見本）

ワクチンの接種を受けるには予約が必要です。
 予約サイトまたは、コールセンターにて予約をしてください。
 予約サイト 

茅ヶ崎市 保健所 健康増進課
 〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号 

【問い合わせ・予約】 予約サイト
 茅ヶ崎市新型コロナワクチンコールセンター 0570-022-028
 ※詳細については、同封のご案内をご確認ください。

新型コロナウイルスワクチンを受けられます。
費用負担はありません。
 年齢等により接種いただける時期が異なります。
 ご自身の接種の時期が来るまで、こちらのクーポン券は大切にお持ちください。

接種券				診察したが接種できない場合				新型コロナウイルスワクチン接種済証 Certificate of Vaccination for COVID-19						
券種	2	ワクチン種類	1	国印	券種	1	予約のみ	1	国印	接種年月日	年	月	日	メーカー/Lot No. バーコード付
請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	接種場所	年	月	日		
券番号			券番号			券番号			氏名					メーカー/Lot No. バーコード付
氏名			氏名			氏名			性別					
券種	2	ワクチン種類	2	国印	券種	1	予約のみ	2	国印	接種年月日	年	月	日	メーカー/Lot No. バーコード付
請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	請求元	神奈川県茅ヶ崎市	142077	接種場所	年	月	日		
券番号			券番号			券番号			氏名					
氏名			氏名			氏名			性別					
接種を受ける方へ														
● シールは剥がさずに、自然ごと接種場所へお持ちください。 ● 右側の予約接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。														

接種券はシールになっていますが、剥がさずにそのまま接種場所にお持ちください。
 接種時に医師等が剥がします。

接種済証です。
 接種を終えた後も大切に保管してください。

接種券と接種済証は一枚の紙に印刷されています。
 2回接種後は接種券部分は剥がされて無くなりますが、接種済証部分と合わせて大切に保管してください。

新型コロナワクチンに関するご相談窓口

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種にあたっては、様々な相談体制を確保しております。

ワクチン接種に関するお問合せの際は、下記のコールセンターをご利用ください。

茅ヶ崎市 新型コロナワクチンコールセンター

0570-022-028

※通話料はお客様負担となりますのでご注意ください。

受付時間：9時～18時

開設日：月曜～土曜
(日曜・祝日休み)

【主な相談内容】

- ・ワクチンに関する問合せ
- ・ワクチン接種の予約対応（※予約は案内がお手元に届いた後となります。）

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター

0120-761-770

受付時間：9時～21時

開設日：平日、土日、祝日

【主な相談内容】

- ・コロナワクチン施策の在り方等に関する問い合わせ

ファイザー 新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル

0120-146-744

受付時間 9時～20時

開設日：月曜～土曜
(日曜・祝日休み)

【主な相談内容】

- ・ワクチンに係る個別具体的な問合せ

◆ 治療中（投薬中）の病気や持病等がある方は、

あらかじめ**主治医**に相談してください。



——茅ヶ崎駅南口駅前広場上屋建築工事のお知らせ——

令和3年3月10日

まちぢから協議会連絡会委員 様

茅ヶ崎市建設部建築課
 道路建設課

日頃より、茅ヶ崎市の公共事業にご協力いただきまして誠にありがとうございます。
 この度、茅ヶ崎駅南口広場においてバス停下屋建築工事を実施する事になりました。
 工事の施工に際しましては、関係機関と打合せの上、事故が無いように施工するとともに、
 工事の進行に伴いご不便をお掛けすると思っておりますが、何卒、ご理解・ご協力のほどよろしく
 お願いいたします。

記

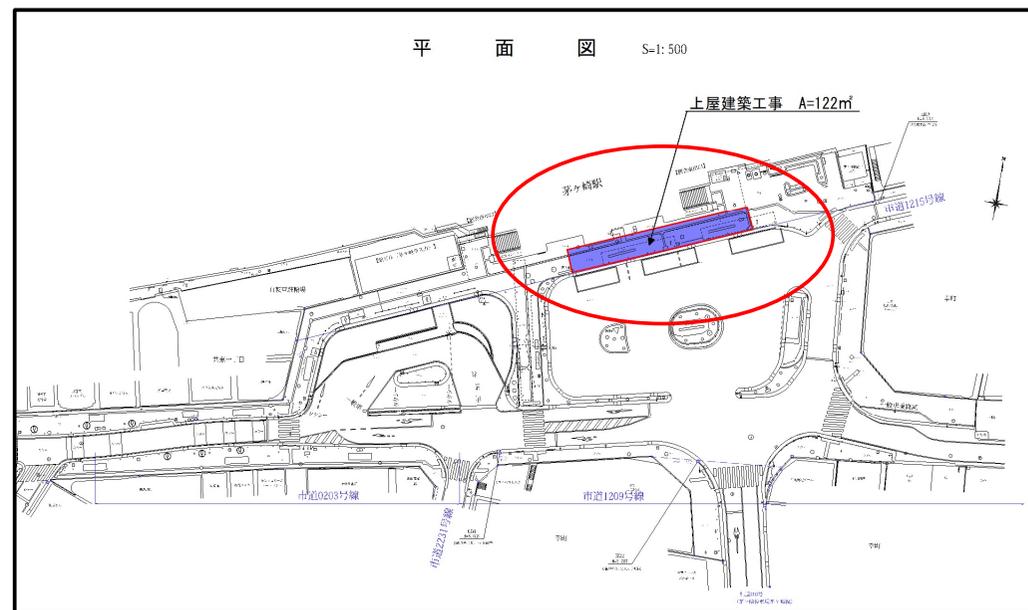
1. 工 事 名：茅ヶ崎駅南口駅前広場上屋建築工事
2. 工 事 内 容：本工事は、茅ヶ崎駅南口駅前広場にある、既存の歩廊の一部を撤去し、
 新たに設置する工事となります。
3. 場 所：茅ヶ崎市元町5672番2の一部外54筆
4. 契 約 期 間：令和2年12月1日 ~ 令和3年7月31日（予定）
5. 工 事 期 間：令和3年 4月1日 ~ 令和3年7月31日（予定）
6. 施 工 時 間：午前8：00～午後5：00まで（平日・土曜日）
 （また、一部の工種においては、夜間工事を予定しております。）
7. バスのりば変更：工事の施工に伴い、神奈川中央交通線のバスのりばの位置が変更する
 こととなります。変更場所については、裏面の施工ステップ図を参照
 してください。

8. 問い合わせ先：発注者
 茅ヶ崎市役所建設部建築課 担当 中村 Tel.82-1111（内1341）
 道路建設課 担当 長谷川 Tel.82-1111（内1331）
 施工者
 湘南渡邊株式会社 担当 小山内 Tel.87-3232

9. 工 程 表：

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
事前準備	●			●				
鉄骨・屋根作成期間			●		●			
解体工事					●	●		
上屋設置工事					●		●	
その他工事								●

10. 平 面 図



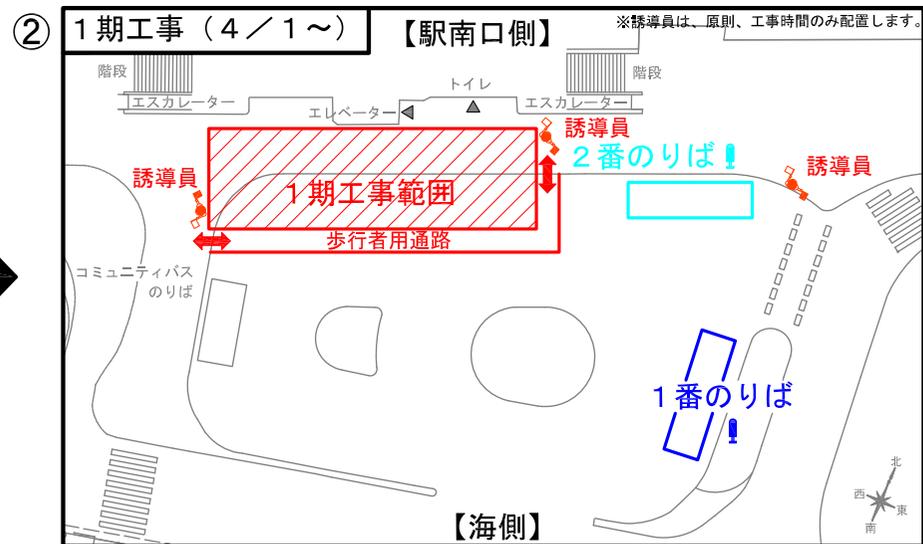
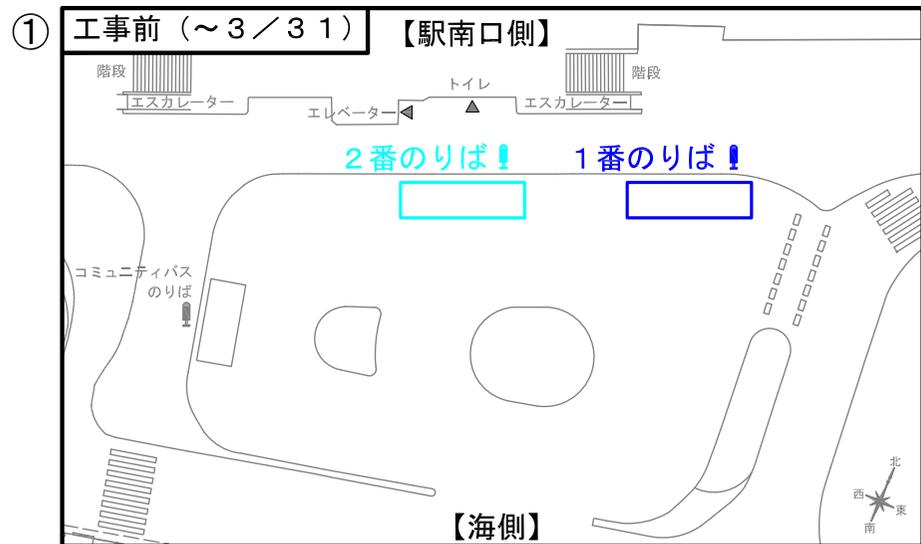
11. 現況写真・完成イメージ図

現況写真

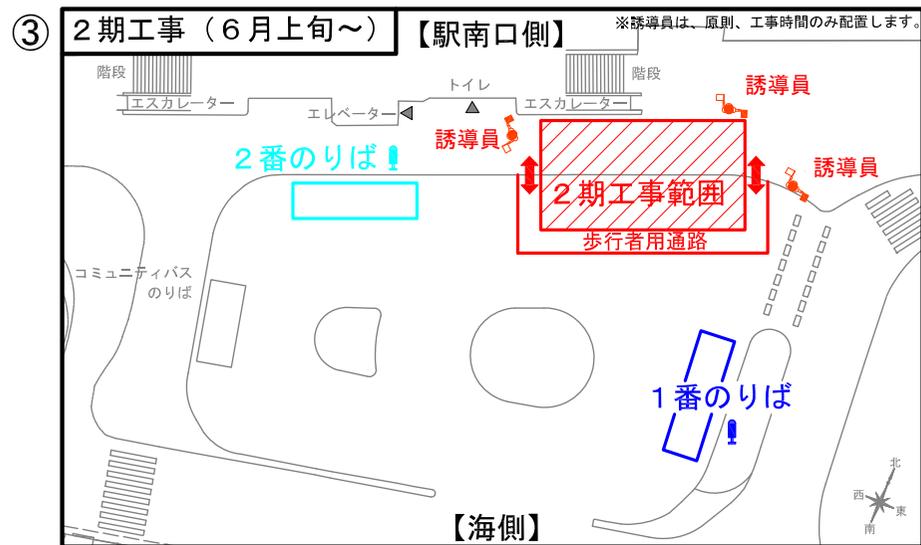
完成イメージ図



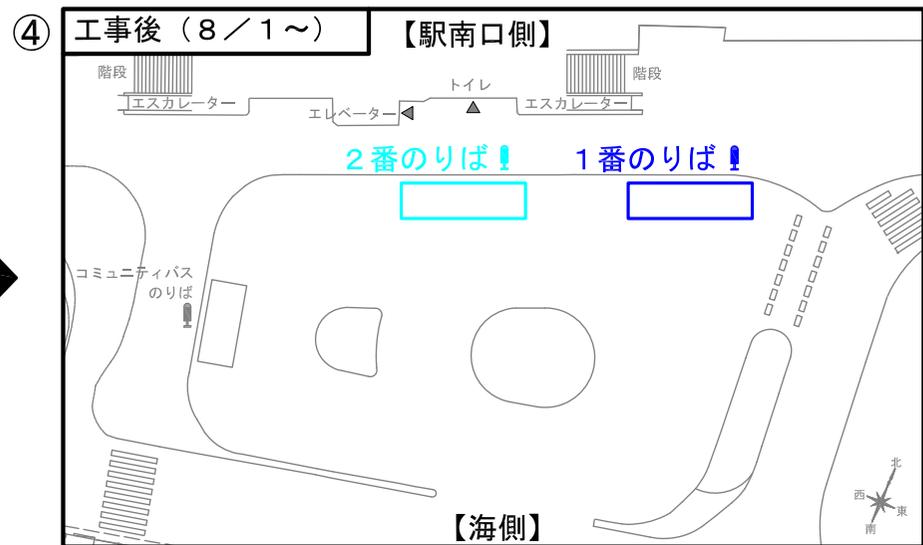
12 工事施工ステップ (バスのりば変更)



※工事期間中トイレ、エレベーターは使用できます。



※工事期間中トイレ、エレベーターは使用できます。



令和3年3月 日

〇〇自治会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
茅ヶ崎市地区長 佐藤 光
(公 印 省 略)

令和3年度赤十字会員増強運動に対するご協力並びに資材配付について (依頼)

日頃より、赤十字事業につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、昨年度の赤十字会員増強運動（事業資金の募集運動）の実施に際しましては、コロナ禍にありながら多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、毎年5月は、赤十字会員増強運動月間となっております。ご多用中とは存じますが、本年度も赤十字会員増強運動について特段のご支援とご協力を賜りたく、次の日程によりお願いと説明を兼ねて、赤十字会員増強運動関係の資料と資材をお届けしたいと存じますのでご協力をお願い申し上げます。

なお、資材の数に変更がある際には恐れ入りますが、4月9日（金）までに下記の事務担当までお知らせくださるようお願い申し上げます。

また、自治会長様に変更があった場合は、誠にお手数をお掛けいたしますが、新しい自治会長様に引き継いでくださいますことを併せてお願い申し上げます。

- 1 赤十字会員増強運動の実施期間 5月1日（土）～5月31日（月）
- 2 自治会長宅への訪問期間 4月19日（月）から4月23日（金）までの間
- 3 資料、資材の配付予定の内訳

資料、資材	数量	備考
実施要領	1枚	
パンフレット	1枚	
委嘱状	1枚	
チラシ	〇枚	
受領証	〇冊	1冊10枚綴り
門標	〇個	希望者にお渡しください。
ポスター	〇枚	

※内訳には前年度送付した数を記載しております。

事務担当 茅ヶ崎市福祉部福祉政策課
福祉政策担当
電 話 82-1111 内線3221～3

KANAGAWA



2019年

2019年



令和元年台風第19号災害における日本赤十字社の活動

日本赤十字社の活動は、 皆さまからのご寄付に支えられています。

たとえば・・・皆さまのご寄付で、被災者にお届けするこれらの物資を整備することができます。

2,000円で

安眠セット
1セット

マット・枕・
アイマスクなど



3,000円で

緊急セット
1セット(4人分)

携帯ラジオ・タオル
懐中電灯など



4,000円で

援護物資
1セット

洗剤・歯ブラシ
タオルなど



県内各市町村の窓口に配備し、火災・風水害などの
際に配布しています。

裏面にてさらに詳しく活動資金の使い道をご紹介します。

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

赤十字運動月間である5月を中心に、町内会・自治会のご協力により募集を行っています。

また、年間を通じて市区町村の赤十字窓口などでも受け付けています。

赤十字活動資金の使い道

2020年事業予算 / 2018年度決算報告

2020年度

予算合計 **1,031,047,000円**

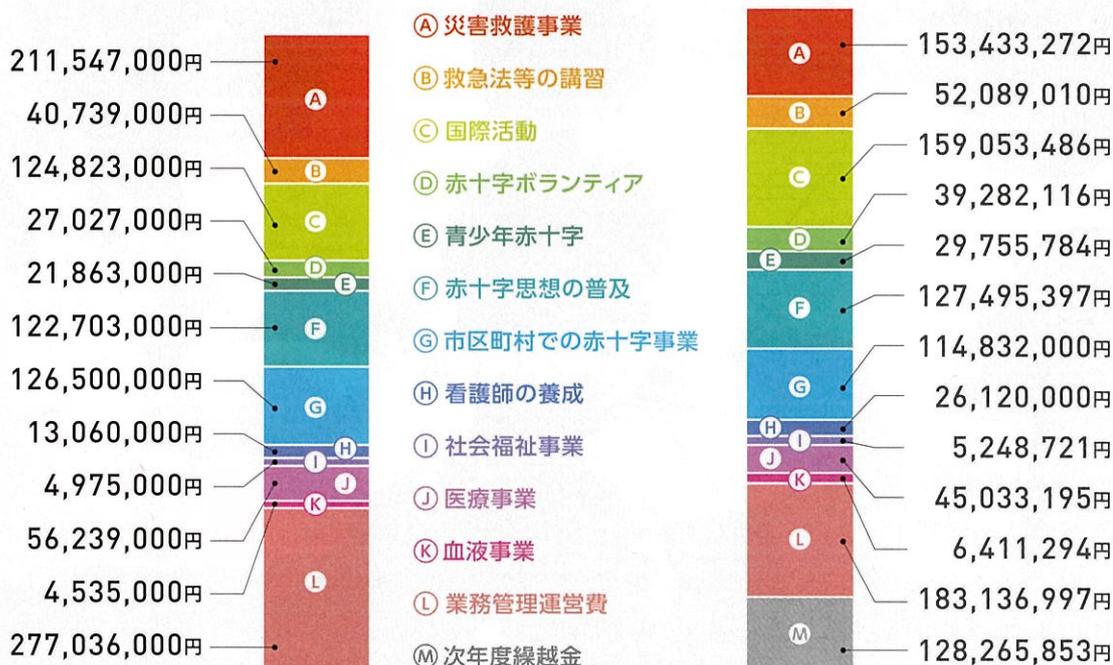
皆さまからお寄せいただく活動資金で
次の事業を予定しています



2018年度

決算合計 **1,070,157,125円**

様々な事業を実施することができました
ご協力ありがとうございました



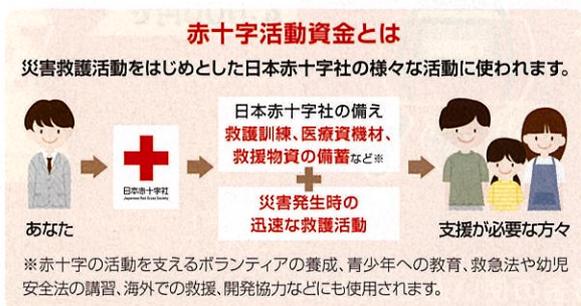
※社会福祉施設、赤十字病院および血液センターは、施設ごとの特別会計になっており、この予算には含まれません。 ※決算については、承認日の都合上1カ年遅れの掲載となります。

Q. 寄付の金額に決まりはありますか？

A. 決まりはありません。目安として、年額500円以上のご寄付をいただけましたら幸いです。また、2,000円以上ご寄付いただいた方は会員として登録させていただき、機関紙「赤十字NEWS」などをお送りします。

Q. 会費(活動資金)と義援金の違いはなんですか？

A.



日本赤十字社神奈川県支部では、様々な方法でご寄付を受け付けています。

[口座振替 / クレジットカード決済 / 遺贈・相続財産寄付 / 各金融機関によるご寄付]



令和3年度における安全対策課としての事業の考え方について

財政健全化緊急対策においてゼロベースでの再構築及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を最優先に考慮した啓発活動が求められています。

そのような中で、令和3年度における安全対策課としての事業の考え方として、市全体（家庭、学校、職場、地域等）が一体となり交通安全対策を推進するべく、各々の主体に向けて研修等行うなど交通安全面での育成を行っていくほか、地域の交通安全意識の向上に努めていけるように、次のとおり事業の考え方とします。

1 事業内容

(1) 交通安全教室

ア 『交通安全教室』：保育園、幼稚園、小学1、2年生、中学校、高校等

◆令和3年度以降◆

例年どおりの交通安全教室は出来ません。

新たに学校・地域の皆さんと共催実施する形として実施します。

新たに教室指導する方に対して、事前に説明資料

（マニュアルなど）や動画（YouTube）などにおいてサポートします。



イ 『交通安全教室（児童の登下校時の誘導・見守り等）』：地域、学校・PTA、校外委員等

◆令和3年度以降◆

例年どおりの交通安全教室は出来ません。

児童の見守りなど地域等で、交通安全を担っていただいている各団体に向けて、説明資料（マニュアルなど）や動画（YouTube）などにおいて、交通安全面での育成や地域等の交通安全意識の向上に努めます。

○ 関連部局 教育推進部 学校教育指導課、保育課、子育て支援課

(2) 通学路等における安全対策

ア 『通学路改善要望』：(看板、ステッカー購入枚数 R1:30 枚、R2:30 枚、R3:0 枚)

◆令和3年度以降◆

安全対策課では注意喚起看板、路面のステッカーを対応策として用意してましたが、今後は原則出来ません。



イ 『通学路表示板 (文マーク)』：(R1:247 枚、R2:184 枚、R3:0 枚)

通学路上の東電柱に30cmほどの長方形の表示板を設置してる。全校の通学路上にあり市内で約2千枚。8年の耐用年数となっており、各校を8年順番に交換している。



◆令和3年度以降◆

交換不可となります。

ウ 『道路交通環境の整備等』：

路面標示(「スクールゾーン」の標示、グリーンベルト、カラー舗装、減速標示(「速度おとせ」など)、T字路標示・十字路標示)やガードレール、カーブミラーなどについては、より必要性等の判断は厳しくなる見込みです。

★ 上記内容等を踏まえて、通学路における要望書等を見直しや関係課でのフローの共有化など必要であり現在調整しております。

○ 関連部局 教育推進部 教育総務部 学務課 建設部 道路管理課

(3) 防犯活動推進事業 (R2 貸与実績：ベスト・80 個、腕章：50 個、帽子：50 個)

防犯活動貸与物品(ベスト、腕章、帽子)は、在庫がなくなるまでは貸与は引き続き対応します。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール） の導入について

茅ヶ崎市教育委員会

令和3（2021）年3月10日

1

導入の背景と目的

- ・児童・生徒が抱える課題等が複雑化・多様化する中で、教職員が中心となって学校運営を進めていた時代が移り変わり、保護者や地域住民など様々な方々の支援により、より良い学校運営が成立している。

例：P T A、まちぢから協議会、青少年育成推進協議会、ふれあい補助員、読書活動指導協力者、部活動指導協力者 など

- ・様々な関係者が学校運営に関わる状況においては、教職員以外の考えも取り入れながら、学校運営を進めていく必要があるが、教育課程の編成など学校運営の基本方針は、教職員が検討し、校長が決定しているのが現状。



- ・校長が変わると地域との関係も変わるなど、校長や教職員の意向のみで学校運営が決定される。
- ・課題が複雑化・多様化する中で、校長の判断で学校運営を進めることに負担も大きくなっている。

2

導入の背景と目的

学校運営の方針を、教職員のみで決定することなく、保護者や地域住民等が参画しながら決定していく環境を整えていくために、学校運営協議会制度を導入したい

○学校のみが目が行きがちな教職員の姿勢を変えていく

個々の教職員の考え、その時の校長の考えで学校運営を進めるのではなく、学校を取り巻く様々な関係者の考えに耳を傾け、保護者や地域住民等と一緒に学校運営を進めていく。

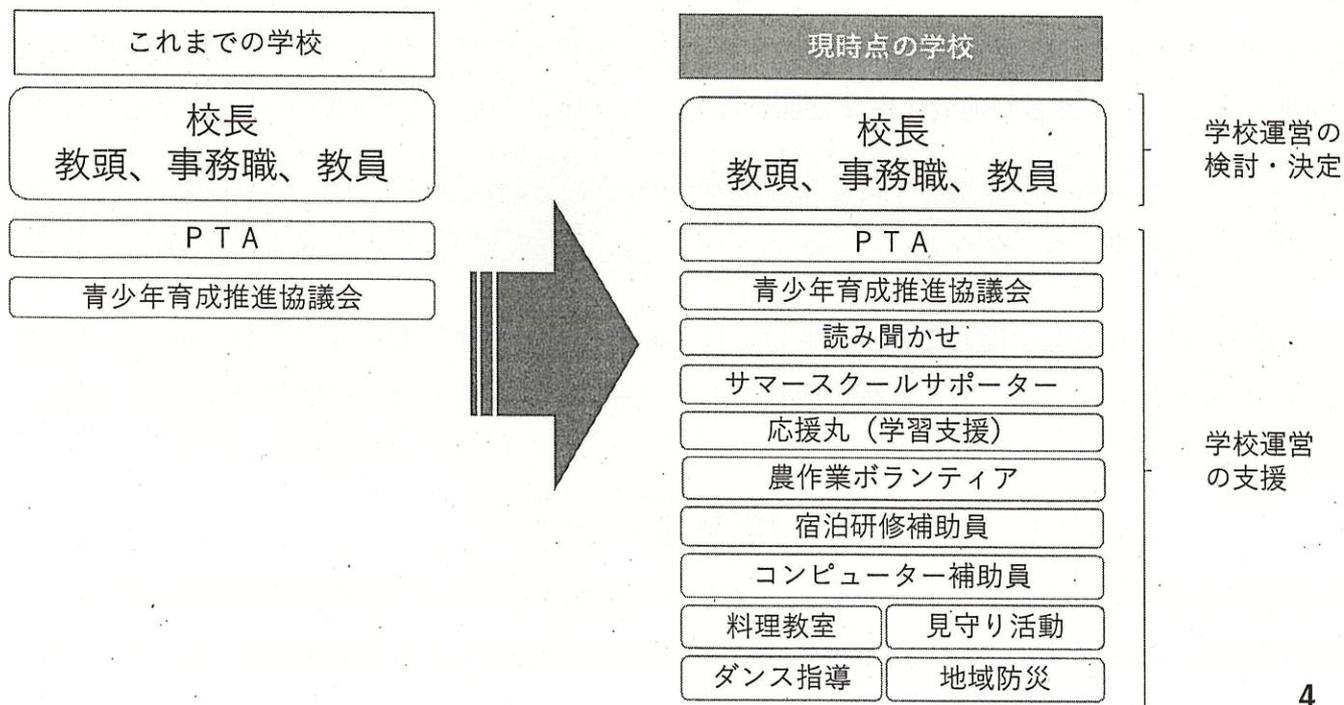
○保護者や地域住民等の学校運営に対する理解の深化

「地域とともにある学校」へと転換していくことで、学校に対する地域の理解を深めることとなり、地域の協力も得やすくなる。

どのような子どもたちを育てていくのかという目標やビジョンを共有できる。

3

学校運営の移り変わり



4

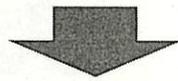
教育課程とは

教育の内容を学年段階に応じて、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である
学校運営は「教育課程」に則り行われる

根拠：茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則

第1章 総則 (教育課程) 第6条

学校の教育課程は、学習指導要領の基準により、校長が編成する



学校運営は学校長が決定する

5

計画の位置付け

茅ヶ崎市総合計画 (R3～12年度)

政策目標1：子どもが希望を持って健やかに成長し、次代を担うひとが育つまち

未来を拓く力を育む教育の推進

社会において自立的に生きるための基礎を培うため、地域の様々な資源を教育に活用し、多様な人との出会いや様々な体験・経験を通して、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性と自律性、健やかな体を育みます。

茅ヶ崎市教育大綱 (R3～7年度) ・茅ヶ崎市教育基本計画 (R3～12年度)

基本方針1の重点施策：地域の教育資源を生かした学校運営

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の導入に向け、研究を深め、学校、保護者や地域住民が共に知恵を出しあい、地域の交流や学びの拠点となる学校を実現します。また、地域の教育資源 (ひと・もの・こと) を活用する教育活動を支援します。

6

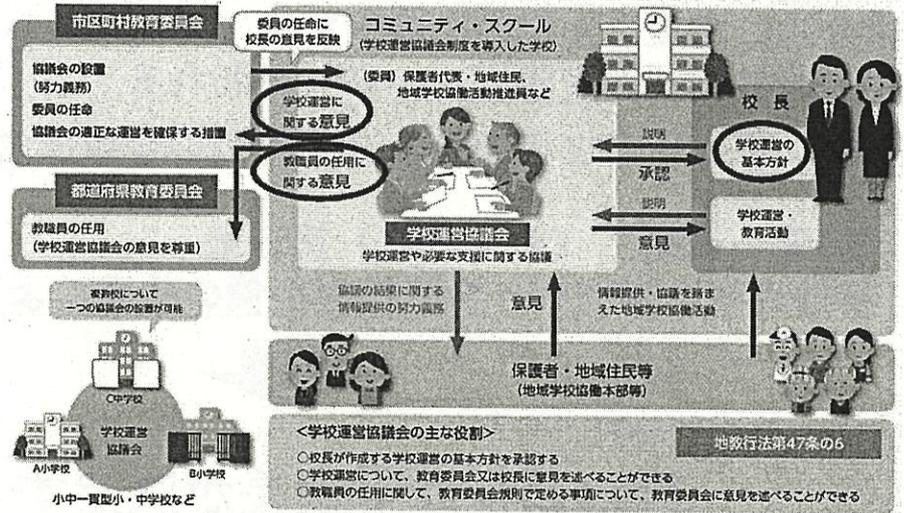
学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の主な特徴

校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を合議により承認すること

合議制のメリット

特定の個人の価値基準で物事を決定せず、様々な立場、経験及び知識を持つ主体の意見を反映しながら、意思決定していくこと。

- 校長や教職員の考えのみで学校運営を決定していかない環境をつくる。
- 様々な主体の知識や経験を教育課程をはじめとした学校運営に生かしていく。



参照 文部科学省HP

7

学校評議員制度との違い

学校評議員制度と比較すると、学校運営協議会は、学校の運営に関する基本的な方針を「承認」するなど、協議会に一定の権限もつ。そのため、学校運営に関わる事項を調査審議する機関として活用もできる。

	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)	参考 学校評議員制度
目的	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。
位置づけ	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に即し、学校運営を実施する。	校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々との意見を聞くための制度。 学校評議員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与したり、拘束力のある決定をするものではない。
根拠法	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 ○学校運営協議会規則(制定必須)	○学校教育法施行規則第49条 ○学校評議会運営要綱
委員	以下に掲げるものを教育委員会が任命(委嘱) ○校長・教職員 ○保護者 ○関係団体の代表者 ○学識経験者 ○市職員 等	以下に掲げるものを校長が任命 ○設置学校の指定通学区及びその周辺に在住する者 ○設置学校に在籍する園児・児童・生徒の保護者 ○その他校長が必要と認める者 ※10名程度(任期1年、再任可)
主な内容	以下の具体的な権限等を有する。 1) 学校の運営に関する次に掲げる事項の基本的な方針について承認する。 教育課程の編成に関する事項 予算執行に関する事項 組織編制に関する事項 施設・設備等の整備及び管理に関する事項 2) 学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し意見を述べることができる。 3) 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。 4) 保護者等の意見・要望の把握、学校運営状況に係る点検・評価及び保護者等への情報提供などを行う	学校評議員は、校長の求めに応じて又は必要と認めるときは、学校運営に関する意見を述べることができる

8

茅ヶ崎市学校運営協議会設置規則の概要

設置	教育委員会は、学校ごとに協議会を設置するものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を設置。
基本的な方針の承認	学校経営目標、教育課程の編成、学校予算の編成及び執行、施設管理及び施設設備等の整備。
学校運営等に関する評価	学校の運営状況等について、毎年度に1回以上、評価を行う。
委員の任免等	15人以内で、任期は2年 委員の身分は非常勤特別職とし、会長は委員の互選により決定。
守秘義務	委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様。
会議	会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席による成立。会議は原則、公開。
事務局	各学校の職員。設置や運用にあたり、必要に応じて学校教育指導課が支援する。

※詳細は文書法務課と協議により規則の内容を調整する。

9

学校運営協議会の構成

本市の学校は、全校に学校評議員会が設置され、評議員会はPTA、青少年育成推進協議会など地域から選出された評議員4～5名から構成されている。特に、青少年育成推進協議会は小学校区で設置され、学校側への理解も深く、協力体制が整っている。

学校運営協議会は、現状の学校評議員会の委員を基本とし、設置対象校の校長や教職員、有識者、市職員等で構成する。

なお、委員の再任命にあたっては、委員を変更していくこととする。

学校運営協議会委員のイメージ

校長、教頭、有識者、青少年育成推進協議会の代表、PTA、子ども会の代表、小学校ふれあいプラザの代表、まちぢから協議会の代表、社会教育関係団体、幼稚園・保育園・こども園の関係者、市職員など

※既存の学校評議員制度から学校運営協議会制度に置換を図っていく。

10

令和3年度 災害対策地区防災拠点（避難所）打合会の実施について

1 目的・内容

- (1) 災害対策地区防災拠点（避難所）に関わる関係者の顔合わせ
- (2) 避難所運営マニュアルの確認
- (3) コロナ禍の避難所開設に係る認識共有
- (4) 地区の日頃の防災活動や災害発生時の対応等の意見交換

2 開催時期

令和3年5月～6月（予定）

3 対象

- (1) 地域関係者（まちぢから協議会（防災部会当）、自主防災組織、自治会、防災リーダー等）
- (2) 学校関係者
- (3) 配備職員

4 会場

市内公立小中学校（32校）

5 開催方法

令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、時間や出席者を限定し、次のとおり実施いたします。

- 所要時間は1時間以内を目安とします。
- 出席者は、1会場につき、自主防災組織（自治会）ごとに1名までとします。
- ※地区内に複数の学校がある地区においては、一つの会場に出席者が集中しないよう、参加者の分散化に、御理解、御協力をお願いいたします。

- (1) 【市・学校】4月中旬頃までに、学校と日程調整を行います。
- (2) 【市→自主防災組織（自治会）】4月下旬頃に、各自主防災組織会長様へ出席依頼文を郵送にて送付いたします。
- (3) 【自主防災組織（自治会）→市】5月中旬頃までに、自主防災組織ごとに、出席者及び出席会場を記入の上、防災対策課へ返送いただきます。

※ 詳細は、4月下旬（予定）に送付する出席依頼文にて御案内いたします。

6 その他

新型コロナウイルス感染症の状況により、開催時期や方法等を変更する場合があります。



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和3年2月末

(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい (車から荷物 等を盗む犯 罪)		犯の部 品を盗む (車やバイク の部品を盗む 犯罪)		置引き		器物損壊		累計	
	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計	2月	累計		
茅ヶ崎地区		1						2		4	9	21			1	1	2	2			31	
茅ヶ崎南地区											1	3		1						1	1	5
南湖地区																						0
海岸地区					1	1					2	3										4
鶴嶺東地区			1	1		1	1	1			1	3										6
鶴嶺西地区					2	2				1	1	3			1	1				1	2	9
湘南地区											2	2										2
松林地区											1	5										5
湘北地区										1	3	5			1	1					1	8
小和田地区		1										1		1								3
松浪地区												2								1	1	3
浜須賀地区																						0
小出地区										1										1	1	2
合計	0	2	1	1	3	4	1	3	0	7	20	48	0	2	3	3	2	2	4	6		78

人身事故発生件数(累計)		死者数(累計)		負傷者数(累計)	
129(+34)		1(+1)		144(+32)	
	発生件数	高齢者	二輪車	自転車	
茅ヶ崎市 (2月)	45 (+10)	15 (+1)	16 (+12)	19 (+7)	
寒川町 (2月)	11 (+2)	5 (+4)	3 (+3)	4 (0)	
合計	56	20	19	23	
形態別	累計	割合	県警合計(R3)		
高齢者 	R2年 30	—	↑	1,147(-79)	
	R3年 53(+23)	41.1%	県平均と対比	33.8%	
二輪車 	R2年 17	—	↑	982(-27)	
	R3年 40(+23)	31.0%	県平均と対比	28.9%	
自転車 	R2年 36	—	↑	847(+27)	
	R3年 57(+21)	44.2%	県平均と対比	25.0%	
子ども (小学生以下の子)	R2年 12	—	↓	247(-6)	
	R3年 4(-8)	3.1%	県平均と対比	7.3%	

令和3年振り込め詐欺地区別発生状況(2月末現在)

地区	番号	発生日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎							

茅ヶ崎南							

南湖							

海岸							

鶴嶺東							

鶴嶺西							

湘南							

松林							

湘北							

小和田	1	1月15日	還付金	赤松町	76歳	女	
	2	1月26日	還付金	代官町	70歳	女	

松浪							

浜須賀							

小出							

寒川							